

公益財団法人 日本食品化学研究振興財団
令和3年度（後期）シンポジウム開催等助成募集要項

1. 助成の趣旨

食品添加物その他食品化学に関するシンポジウムの開催等を行う学会、大学、研究機関等に対して開催費の助成を行います。

2. 助成対象

食品添加物の規格、基準、安全性、有用性、開発、利用、規制等にかかわる分野または残留農薬・容器包装・食品洗剤等食品化学関連物質の衛生に係わる分野のシンポジウム等であって、令和3年10月1日から令和4年3月31日の間に本邦で開催されるものを対象とします。

ただし、次の場合は助成対象となりません。

- (1) シンポジウム等の内容のうち、助成対象内容が50%を越えていないと見なされるもの
- (2) 企業が行う催事
- (3) 収益事業として行われる催事

3. 応募資格

- (1) 申請者は、開催するシンポジウム等の代表者とします。
- (2) 助成は原則として、同一機関に対し同一年度に1回限りとします。

4. 助成金額等

1件当たり概ね15万円～50万円の範囲で、総額100万円程度とします。
ただし、助成金額および件数については、申請件数の多寡や申請の評価内容により弾力的に運用することがあります。

5. 助成金の使途

シンポジウム等の目的および計画に照らして合理的な範囲とします。

6. 申請手続き等

- (1) 本財団所定の申請書（様式 B-1）に必要事項を記入のうえ、開催案内、大会プログラム等の資料を添えて本財団事務局あて郵送して下さい。

- (2) 応募受付開始日：令和3年7月1日
応募受付締切日：令和3年7月31日（必着）
- (3) 申請書送付先
公益財団法人 日本食品化学研究振興財団事務局
〒561-0828 大阪府豊中市三和町1丁目1番11号
電話(06)6333-5680・FAX(06)6333-5491・E-mail：admin@ffcr.or.jp

7. 選考および決定通知

本財団の選考委員会にて選考し、理事会において決定のうえ、令和3年9月末日までに申請者に通知します。

なお、申請書は採否にかかわらず返却しません。また、選考の経緯等についてのお問い合わせには応じられません。

8. 助成対象者の義務

事業終了後、速やかに事業完了報告書を提出していただきます。様式は、助成金決定通知書と共に交付します。